

電子資料の導入に関する基本方針

附属図書館運営委員会
平成 25 年 2 月 27 日

電子ジャーナル及び各種データベース類（以下、「電子資料」という。）は、人文社会科学分野にとっても重要な教育・研究資源となりつつある（図 1）。

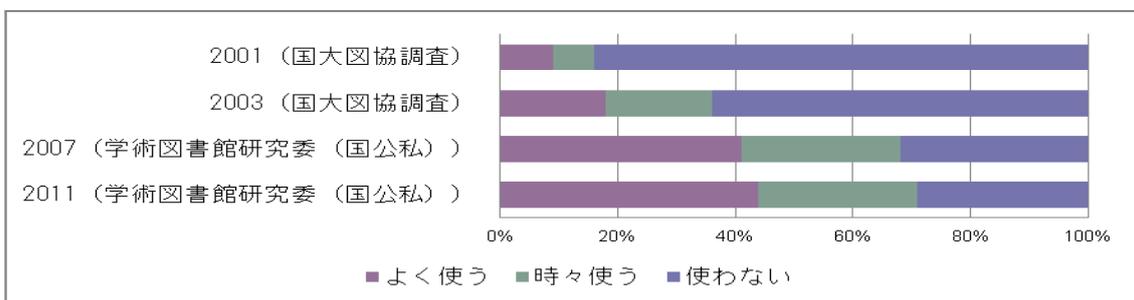


図 1. 人文社会科学分野の研究者の電子ジャーナル利用の拡大

本学でも、平成 15 年度から文部科学省により措置された「電子ジャーナル導入経費」などにより、冊子体学術雑誌と併せて選定見直しを行いつつ整備をすすめてきた。学術情報のデジタル化の進展、インターネット利用の普及を踏まえ、次期以降の選定見直しの指針とすべく本学としての電子資料購読の基本方針を定める。

- (1) 電子資料の積極的導入により研究環境の改善を目指す。
- (2) 選定は、研究者としての教員各員の需要を反映し図書館運営委員会が行う¹。
- (3) 電子資料の契約にあたっては、費用対効果などを勘案し、適切な購読形態を選択する²。
- (4) 中期計画期間を 1 スパンとし、原則として 6 年毎に見直しを行う³。

以上

¹ 冊子体学術雑誌と併せ、研究用資料、学習用資料を適切なバランスにより、総合的見地から選定する。電子媒体と冊子体双方で出版されている場合は、内容に応じ適切な購読形態を選択するものとする。

² 購読契約には、全点またはパッケージ単位の包括契約（いわゆるビッグディール）、ダウンロード単価に基づく契約などがある。パッケージ単位の包括契約の場合は、契約開始時点における大学全体での冊子体学術雑誌購読規模が契約額積算根拠となるので、学科共通経費ないし個人研究費で購読している冊子体の購読中止希望があった場合は事情に応じケースバイケースで取り扱うものとする。なお、購読契約解除時のバックナンバーへのアクセス権を絶対条件と考えない。

³ ただし、特別の事情が発生した場合（大学財政状況の大幅な変化、資料価格や外貨レート的大幅な変動、新たな購読契約モデルの出現等）においては、随時随機に選定見直しを行う。状況悪化により、いずれかの電子資料の購読を中止せざるを得ない場合は、利用状況、費用対効果などに鑑み対応を決定する。